

2019年11月7日

写

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 田村 巳知男

要 望 書

平素より、日高教の取り組みに対し特段のご理解を賜り、厚く感謝申し上げます。現在、働き方改革について、国を挙げての取り組みがなされています。しかし、学校現場においては教育的ニーズの多様化をはじめ、過去に類を見ない程の様々な対応が求められている状況です。それらの業務の殆どは他律的業務であり、現行の教職員定数や教育関係予算では対応し得ないものとなっています。教職員の働き方改革は、国民的課題として、力強い取り組みが必要であり、労働行政を司る貴省をはじめ文部科学省及び総務省などとの連携した取り組みを期待します。

また、少子超高齢社会の進行による労働者不足などに対応するためにも、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が、将来にわたり安んじて職務に専念し、国の基盤となる教育を守っていかなければなりません。それには、教職員をはじめとする労働者の勤務環境の充実、年金及び医療保険や介護保険等の現行水準の維持と実効ある改革が求められます。加えて、児童生徒が心身共に健康で、目標をもって生活するためにも、安心かつ安全な社会基盤の整備・充実が必要不可欠です。

つきましては、下記の事項について速やかな実現を強く要望いたします。

記

1. 東日本大震災をはじめ各被災地における被災世帯等に対する支援を引き続き講じられたい。特に単年度のみならず複数年に渡って継続的な支援を行われたい。
2. 令和2(2020)年度厚生労働省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。
 - (1) 医療的ケア児への支援の拡充及び教育と福祉の連携の推進事業について、家庭・教育・福祉の連携促進、地域支援の対応力の向上を図られたい。市町村に配置するコーディネーターについて、実態に見合う人員を確保されたい。
 - (2) 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業については、介護業務の負担軽減等を推進するとされており、調査研究の観点から教育現場における介助業務なども対象とするなど対象となる施設・事業所の拡大を図られたい。
 - (3) 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等事業について、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応に関して、労働条件ポータルサイトの周知などを含めてより一層労働教育について推進されたい。特に義務教育段階からの教育機関において積極的に労働教育に取り組むとともに、労働教育に関しての対応については、文部科学省や各教育委員会との連携を強化されたい。
 - (4) 安全・安心な暮らしの確保等について、児童虐待防止対策として児童相談所

の機能強化、児童福祉司等の人材育成に関する事業が予算案に盛り込まれるよう取り組みを図られたい。

3. 労働政策審議会雇用環境・均等分科会にて検討されている「職場におけるパワーハラスメントに関しての雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」の策定においては、公務職場においての重要な方向性を定めるものとなることから、慎重な審議を行われるとともに、顧客等からのハラスメントに対応する方針など検討されたい。加えて、幅広く意見を把握すなどの対応を図られたい。

4. 高校生の就職内定率の維持を図るとともに、未就職卒業生や若年層への支援の拡充を図るための施策を引き続き講じられたい。特に次の事項について、重点的に対応されたい。

- (1) 雇用のミスマッチによる若年層の離職率改善に向けた取り組みを図られたい。
- (2) 青少年の雇用機会の促進等に関する法律を改正する場合は、我々を含む関係者から意見の把握及び反映をされたい。

5. 障害者差別解消法に基づいて、福祉施設や教育機関などを設置する自治体はもちろんのこと、民間事業者に対して、障がいのある人への合理的配慮が提供されるよう、引き続き周知及び研修の機会を図られたい。

- (1) 合理的配慮についての具体的事例や必要となる措置等について、官民間わずに情報提供をなされたい。
- (2) 具体的配慮に関して、施設・設備の改修などを行う場合について、国の助成を積極的に行うなどの対応を図られたい。

6. 障がいのある生徒の就労に向けた取り組みを一層促進されたい。加えて、障がい者の就労支援対策を一層充実させるため、障害者自立支援法に基づく就労系障害福祉サービスなどの施策を拡充されたい。

- (1) 就労支援員の配置拡充については、特別支援学校等のニーズを踏まえたものとなるよう引き続きの取り組みを図られたい。
- (2) 国や地方公共団体など行政機関での就労が促進されるよう取り組みを図られたい。なお、臨時雇用に関わる場合は、国の就労支援事業の対象とされたい。

7. 一億総活躍社会の実現とともに、仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。

- (1) 児童手当制度の充実を図るとともに、出産時助成金や育児休業給付金の拡充を進め、出産・子育てに係る経済的・精神的負担の軽減を図ること。
- (2) 育児休業や子の看護休暇が取得しやすい環境整備を進めること。
- (3) 介護に関する休暇制度や介護休業給付金の拡充と、取得しやすい環境整備を進め、介護に係る経済的・精神的負担の軽減と、介護離職の抑制を図ること。
- (4) 育児・介護休業法について、さらなる拡充を図ること。
- (5) 不妊治療のための休暇・休業制度の導入及び助成制度の拡充を図ること。
- (6) 保育所の入所待機児童の解消を早期に実現すること。
- (7) 学童保育等の拡充を図り、安心して働ける体制を確立すること。